

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
平成30年 6月 28日	
愛知県知事 殿	
提出者	
住 所 愛知県東海市南柴田町ヌノ割412番地の4	
氏 名 伊藤機工株式会社	
代表取締役 伊藤千衛	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 052-689-2211	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	伊藤機工株式会社
事業場の所在地	愛知県東海市南柴田町ヌノ割412番地の4
計画期間	平成30年4月1日～平成31年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	22 鉄鋼業
②事業の規模	416,738万円
③従業員数	198人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙①・②の通り

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

図 1 参照

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状

【前年度（ H 2 9 年度）実績】

産業廃棄物の種類	鉋さい、廃プラ、 廃油、汚泥	ガラス・陶磁器くず、がれき類、 木くず
排 出 量	1 2 4 9t、3 9t、 0. 3 t、0. 5 t	1 0 t、9 t、 5 5 t

（これまでに実施した取組）

・人工砂使用による再生利用率アップ

・こぼれ砂の回収

・鉋さい中の金属分分離除去した

・シェル砂は回収しシェル砂メーカーで再生され購入使用した

・木製パレットの再利用

② 計画

【目標】 H 3 0 年度

産業廃棄物の種類	鉋さい、廃プラ、廃油	ガラス・陶磁器くず、がれき類、 木くず
排 出 量	1 2 0 0t、3 4 t、1 t	0 t、1 8 t、5 0 t

（今後実施する予定の取組）

・人工砂使用による再生利用率アップ継続

・こぼれ砂の回収

・鉋さい中の金属分分離除去

・シェル砂は不良率及びサンドメタル比を下げ、
砂使用量の低減に努める

・木製パレットの再利用

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）

・ シェル砂の回収とシェル砂メーカーで再生されたシェル砂の利用

②計画

（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）

・ 鉋さい中の金属分除去

・ シェル廃砂の分別回収と再生利用

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（ H 2 9 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	鉋さい、廃プラ、廃油、汚泥	ガラス・陶磁器くず、がれき類、木くず
	全 処 理 委 託 量	1 2 4 9 t、3 9 t、0. 3 t、0. 5 t	1 0 t、9 t、5 5 t
	優良認定処理業者への処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への処 理 委 託 量	1 0 8 1 t、3 9 t、0 t、1 t	1 0 t、9 t、5 5 t
	認定熱回収業者への処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処 理 委 託 量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・人工砂使用による再生利用率アップ ・サンドメタル比を下げ、砂使用量を減らす ・鉋さい中の金属分分離除去 ・シェル砂は回収し、シェル砂メーカーで再生購入使用		

(第5面)

② 計画	【目標】 H30 年度		
	産業廃棄物の種類	鉋さい、廃プラ、廃油	ガラス・陶磁器くず、がれき類、木くず
	全 処 理 委 託 量	1200t、34t、1t	0t、18t、50t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	1000t、34t、1t	0t、18t、50t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・人工砂使用による再生利用率アップ継続 ・鉋さい中の金属分分離除去の継続 ・シェル砂はサンドメタル比を下げ、砂使用量の低減に努める ・木製パレットの再利用		
事務処理欄			

備考

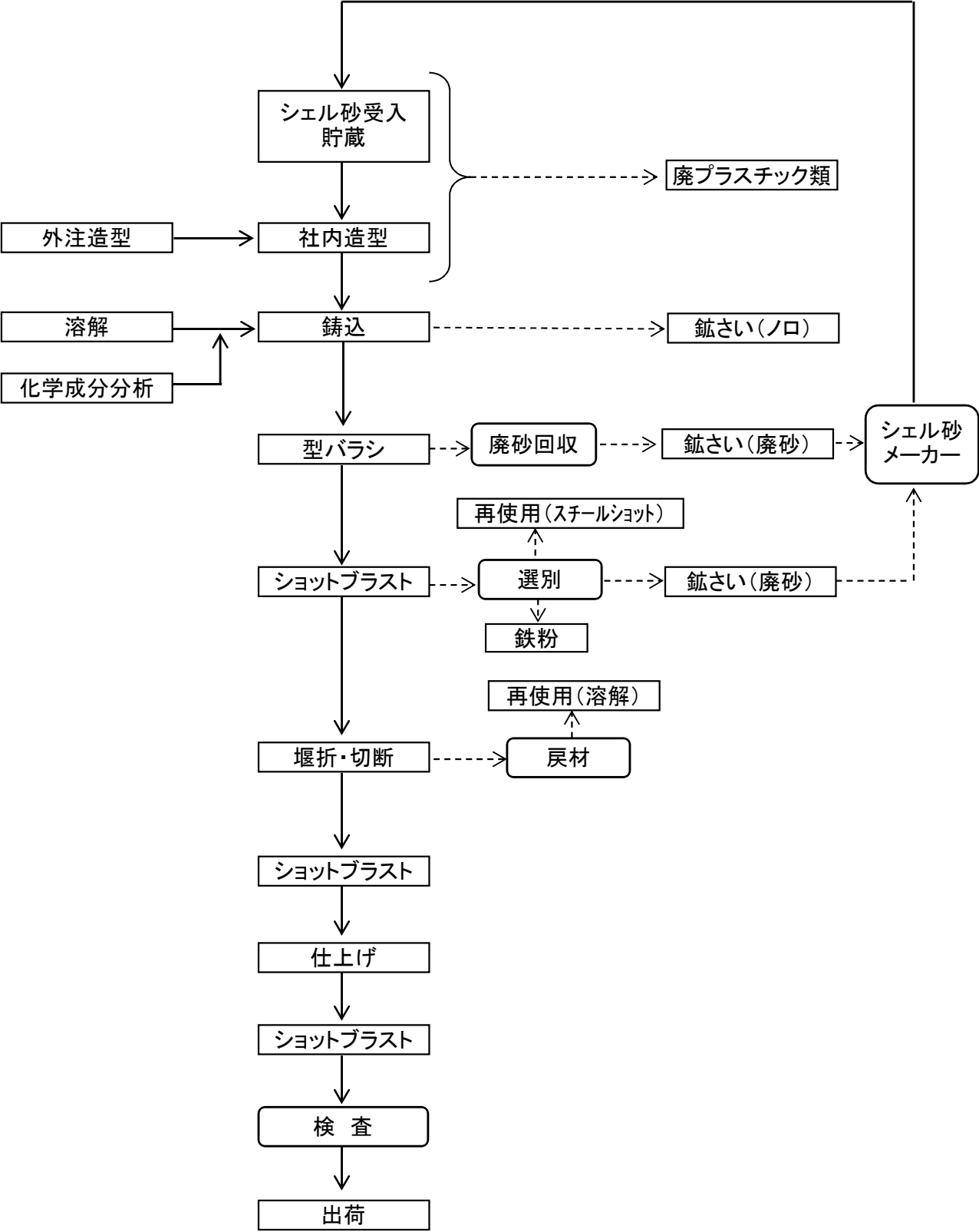
- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

第1工場(シェルモールド)・廃棄物発生フロー図

別紙①

製 造 工 程

主 要 廃 棄 物

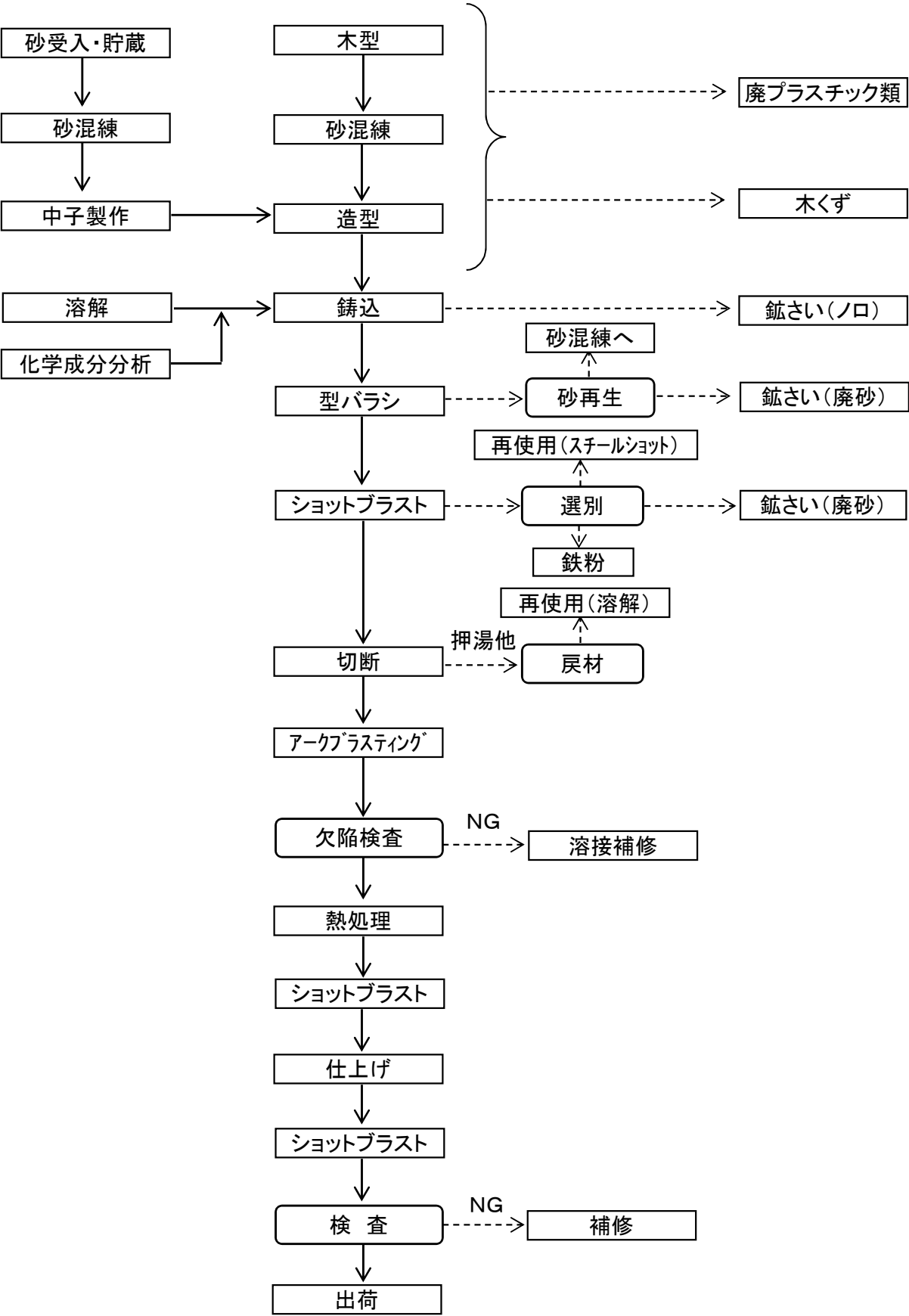


第2工場(自硬性)・廃棄物発生フロー図

別紙②

主要廃棄物

製造工程



組織図と主要な役割

